

## 法人税法施行規則及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令要旨

### 一 法人税法施行規則の一部改正（第1条関係）

- 1 払込み又は給付を要しないで役務提供の対価として自己の株式を交付する場合において、承継譲渡制限付株式が交付される分割型分割が行われたときの特定譲渡制限付株式に係る役務提供費用の額及び非適格合併等が分割型分割に該当するときの資産調整勘定又は差額負債調整勘定の金額の計算の細目を定めることとする。（法人税法施行規則第25条の9、第27条の16関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 二 租税特別措置法施行規則の一部改正（第2条関係）

特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例における特別事業再編により取得した譲渡株式等の取得価額の計算における負債に株式引受権に係る義務を含めることとする。（租税特別措置法施行規則第22条の9の3、第22条の73の2関係）

### 三 施行期日

この省令は、令和3年3月1日から施行することとする。（附則第1項関係）